

## 水源の保全に関する意見書

平成30年10月25日、本市議会は、広島県に対し「産業廃棄物最終処分場の設置許可にあたっては、十分な安全性の担保と民意への配慮」を求める「水道水源の保全に関する決議」を議決しました。

当時、本市の水道水源である二級河川沼田川の上流に、本郷産業廃棄物最終処分場の建設が計画されており、有害物質が含まれた産業廃棄物が埋め立てられた場合、水道水源に影響を及ぼすことが懸念されることから、市民と市議会が一丸となって水源の保全を訴えてきたところです。

その後、広島県により当該処分場の設置が許可され、操業が開始されましたが、令和5年5月頃から、用水路を経て水田に流入する浸透水に汚濁、悪臭等が確認されたため、県が検査したところ、法定基準を上回る汚染の状況が確認されました。本市議会が求めてきた水源の保全が脅かされる事態となっています。

こうした状況を受け、広島県が6月下旬に、搬入停止などの指導を行っているにもかかわらず、その後も荷台を覆った複数のトラックが処分場へ入ったという住民からの目撃情報があります。これが事実であれば、極めて悪質であると言わざるを得ません。

そうした中、7月4日、広島地方裁判所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が求める「周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものである旨判断することは相当でない」とし、広島県の「調査や審査及び判断の過程には、看過しがたい過誤、欠落がある」として、設置許可を取り消す判決を下しました。

市民は、下流の井戸水や、さらには本市の水道水源である沼田川が汚染される危険性を感じ、ますます不安を募らせています。

以上のことから、市民が健康で、将来にわたって安心して暮らせるよう、広島県に対し、以下の事項の実現を要望します。

- 1 令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知の「行政処分の指針について」に則り，設置許可を取り消し，今後，積極的かつ厳正な対応を行うこと。
- 2 法定基準を上回る水質汚染が確認された事実に鑑み，直ちに水質汚染の原因究明に取り組むとともに，水質改善対策を実施させること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和5年7月14日

三 原 市 議 会

広島県知事 あて